

# 研究開発・特許出願をバックアップします

## — 特許出願奨励金 —

高崎市では、新たな製品や技術の開発による企業の競争力強化を図るため、当該製品や技術に関わる特許の出願又は出願審査請求をした中小企業者に対して、奨励金を交付します。

下記の支援内容をご覧ください、是非ご活用ください。

◆対象者：高崎市内に主たる事業所を有する中小企業者で、市税を完納しているもの。

◆支援内容：

### 【特許出願奨励金】

＝奨励金額＝

- ◆ 特許の出願又は出願審査請求に関する奨励対象経費の2分の1以内（限度額10万円）  
1 中小企業者につき1年度あたり2件まで  
奨励対象経費（消費税、源泉徴収税、支払いに伴う手数料は除く）
  - ・ 出願料又は審査請求料
  - ・ 弁理士費用
  - ・ 電子化手数料

＝申請方法＝

- ◆ 特許庁に特許の出願又は出願審査請求をする前に申請書を提出してください。  
詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

＝ご注意＝

- ◆ 予算に限りがありますので、事前にご確認の上、申請してください。
- ◆ この制度は予め申請手続きを行い、奨励金交付決定を受ける必要があります。
- ◆ 事業所名での特許の出願又は出願審査請求が対象です。
- ◆ 高崎市ぐんま技術革新チャレンジ補助金の交付を受けた知財出願費の弁理士費用は対象外です。
- ◆ 共有特許の場合は、持分比率により按分となります。

お問い合わせ先

〒370-0854 群馬県高崎市下之城町 584 番地 70

高崎市商工観光部 産業政策課企画誘致担当

高崎市産業創造館

TEL : 027-320-2808 FAX : 027-346-2140